

憲法9条 議論百出

衆院憲法審査会は31日、憲法第2章「戦争の放棄」(第9条)について議論した。民主党は所属議員の意見にばらつきが目立ち、改正の是非には踏み込まなかった。自民党は自衛隊を「国防軍」と明記し、集団的自衛権の行使を認める改正を主張し、共産、社民両党と対立した。

衆院審査会

民主バラバラ 自民国防軍案 公共社 堅持主張

主な論点は①自衛隊の位置づけ②自衛隊と共に行動する他国の軍隊が攻撃を受けた時に防衛するなどの集団的自衛権の行使③日米安保条約、の3点だった。審査会の冒頭、各党代表

を明確に位置づけるという改正論に触れた。一方で逢坂氏は「自衛や国際協力と名が付けば何でもできるようにする。改憲論にはくみしない」とも主張した。改憲派から護憲派まで抱

える民主党。バラバラな党内事情は、自由討議でより鮮明になった。緒方林太郎氏は「憲法で安全保障や国際協力を語るのが正しいのか。自衛権を個別的と集団的に分けて考えることに意味があるのか」と議論のあり方に疑問を呈した。辻元清美氏は「集団的自衛権と個別的自衛権とは違う。(集団的自衛権の行使を認めていない)9条は改正すべきではない」と主張した。

発言者	主な発言
民主・逢坂誠二	自衛力の行使や国際協力について、歯止めの枠をはめることが憲法の役割
自民・中谷元	改憲して、自衛隊を「国防軍」と明記し、集団的自衛権の行使も認める
公明・赤松正雄	改憲の必要なし。自衛のための必要最小限の実力保持は認められる
共産・笠井亮	憲法の中核。自衛隊は9条違反。政府は専守防衛と言いながら増強した
きづな・渡辺浩一郎	自衛と国際貢献のため、軍設置を明記すべきだ。その時々に対応は憲法解釈で
社民・照屋寛徳	変更してはいけくない。日米安保条約は平和友好条約に転換し、米軍基地撤去を
みんな・柿沢未途	改正の是非は国民的議論を経て国民投票を。自衛権に関する立法措置は必要



これに対し、小沢鋭仁氏は「我が国を守る同盟軍が攻撃を受けても、(自衛隊が)何もできないのでは国際社会の責任は果たせない。必要最小限度(で認め

る)として、集団的自衛権の行使も認めるべきだ」という見解を示した。民主党は30日から勉強会を毎週開いて、審査会メンバーが翌日の審議に備えることにしたが、憲法への考え方を取りまとめられない苦しさのぞく。

憲法第2章 戦争の放棄 第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又(または)は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

みんなの党は 国民投票提案 自民党は4月にまとめた改憲案に基づき、9条の見直しを訴えた。中谷元氏は「独立を保ち国民生活の安定を確保するため、軍隊を保有することは世界の常識だ」として9条に「国防軍」の明記を主張。「国の交戦権は、これを認めない」などとする2項を削除し、「自衛権の発動を妨げるものではない」との規定に改めることで、集団的自衛権も含め、「何ら制約なく行使できることにする」との見解を示した。 みんなの党の柿沢未途氏も「安保政策の理念を具現

化するうえで9条が制約になっているなら、どう直していくか。集団的自衛権は、自衛権のあり方を明確化するため、何らかの立法措置が必要だ」とした。具体的には「2年間の国民的議論を行い、国民投票で決定する」と、今後の議論に委ねる考えを示した。

これに対し、公明・共産、社民の各党は9条の堅持を主張。公明党の赤松正雄氏は「憲法の理念、精神をあまりく世界に広げる責任がある」と指摘。集団的自衛権については「仮に認めるなら、明文規定を置くことが必要」との見方も示した。共産党の笠井亮氏は「自衛隊は米国の意向で9条に反して創設された。9条を踏みこじる現実こそ徹底検証すべきだ」と語った。社民党の照屋寛徳氏は「自衛隊は縮小し、国境警備、災害救助、国際協力などの任務別組織に改編し、非武装の日本を目指す。現実との乖離があるから改憲というのは詭弁だ」と主張した。